

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 27 日現在

機関番号：12103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24531181

研究課題名(和文) 特別支援教育時代における開放性教員養成課程のカリキュラム開発

研究課題名(英文) Compliance system for the Learning of Special Need Education in Teacher-Training Courses

研究代表者

加藤 宏 (KATO, HIROSHI)

筑波技術大学・障害者高等教育研究支援センター・教授

研究者番号：50177466

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：平成10年の改正免許法では全ての教職課程履修者が障害のある児童・生徒の発達と学習について修得すべきことが教育職員免許法施行規則に明示されたが、実態は形骸化している。平成19年の特別支援教育への制度移行以降、規定の重要性はさらに高まっている。しかし、国公私立大学の枠を超えた教職課程の質保証認証機関設立等の動きがあるにも関わらず、多くの養成機関でこの規定は遵守されていない。本研究では実施視察報告を中心に養成機関側の構造的な問題と制度変更に向けての近年の政府等の動きを考察し、特別支援教育科目の必修化が予想されている次期免許法と開放制養成課程により運営されている教職課程へのインパクトについて考察する。

研究成果の概要(英文)：It was designated in the revised Enforcement Ordinance of the Educational Personnel Certification Law of 1998 what students of all teacher-training course study should acquire about the development and the learning of the impaired child, the actual situation still has been a state of the rule violation. After system shifts from 2007 to special support education, the importance of this rule increases more. Though there is a trial to make certification organization of the guarantee of quality extending over national, public and private universities, however, there is the reality that this rule is not followed in much teacher preparation programs. We discuss this situation mainly on the analysis of the enforcement inspection report from the view point of the structural problem on the training organization side. We discussed furthermore the movement of the government for the compulsory subject of the special need education in teacher-training courses.

研究分野：教育心理学

キーワード：教員養成課程 開放制 特別支援教育 障害のある児童・生徒 カリキュラム 質保証

1. 研究開始当初の背景

(1) 特殊教育から特別支援教育への移行に伴い、盲学校・聾学校・養護学校と学校別に分けられていた特殊学校教員の免許状は平成 19 年に特別支援学校の教員免許状に一元化された。改正の背景には通常学校での学習障害等のある児童生徒の比率の上昇への対応、さまざま障害に対する一般社会の認識の高まりと共生社会への気運などがあつた。一方、「特殊学校で学校種別に蓄積されてきた教育方法のノウハウの伝承ができず、専門性が退行する」、「一つの学校で複数の障害を受け入れるようになると、教育の質を維持することが困難」等といった批判もあつた。しかし、教育現場では特別支援学校の問題よりも一般校における障害児への対応とそのため教員養成や支援体制づくりの方が喫緊の課題となつていた。

(2) 特別支援教育への移行に先立ち教員免許状に関しては平成 10 年の施行規則改正時に教員養成課程設置基準で、「教職に関する科目」の中の「教育の基礎理論に関する科目」区分の教育心理学領域に「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程を含む）」という一項が加えられたほか、介護等体験が小・中の教員免許取得希望者に義務付ける改正も同時に行われていた。

(3) 平成 10 年の「障害のある児童・生徒の発達と学習」に関する事項の必修化及びその後の平成 19 年度の特別支援教育への制度移行の問題点のひとつは、学校現場での特別な支援を必要とする児童・生徒の急増に対して教員を養成し供給する側の大学の教員養成の体制が追いついていないことであつた。教員養成系大学や教員養成学部以外の開放制による養成大学には特別支援教育担当の専任スタッフ教員もほとんどいないのが現状であつた。

(4) 特別支援教育に先行したヨーロッパやアメリカの事例やその他アジア諸国なども特別支援教育時代の日本の教員養成を考えると考えられ、諸外国の実地調査等の必要性も高まっていた。

2. 研究の目的

日本の障害児教育は特殊教育から特別支援教育に移行したが、教員養成という観点からは養成課程の設置基準等の制度改革も大学のカリキュラム開発も対応は遅れている。一方、インクルージョンや特別支援教育に先行した欧米諸国では新たな問題とそれへの対策という動きも見えてきている。本研究は国内外の諸調査をもとに特別支援教育時代における教員養成カリキュラムの課題と指針策定を目的とする。特に特別支援を担当できるスタッフ等に制限のある開放制に基づき教員養成している大学・学部における課題を中心に考察する。

3. 研究の方法

初年度には国内の教員養成課程を有する大学のカリキュラムおよびシラバスの収集を行い、特別支援教育にかかわる部分の抽出し、必要に応じて実地調査等で聞き取りを行った。また、文科省の教職課程大学の実地調査報告書を基礎資料として、特別支援教育の必修事項の履行状況とその大学の教職課程の管理運営体制等の関連性について分析した。同時に諸外国の特別支援教育導入後の課題について海外実地調査を行った。

2 年目は引き続き国内大学等のシラバス調査等を行うと同時に実地視察報告書の分析と報告書を受けての政府の教員養成への政策方針の対応などを各種専門委員会の議事録等からフォローした。2 年目の諸外国調査では特に特別支援教育に先行し、インクルージョンによる特別支援教育に移行したことによる問題にも直面しているフランス・イタリア等の事情を実地調査した。特にあらたな課題とそれへの対応の取組みを中心に調査した。

3 年目は内外の調査を継続すると同時に指針作成にあてる。さらに国内外で成果報告と追加の調査を行った。

4 年目は各種資料の整理と各調査の継続をおこなつた。

4. 研究成果

(1) 教職課程の科目のシラバスの検証

教職課程を設けている大学の教職科目に「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む」という設置基準の必須事項がシラバスに含まれているか教員養成課程を設けている国立大学の例から HP などから検証。以下が代表例。

A. 国立 TI 大学（教員養成学部のない工学系大学）

免許教科は中学校教諭の「数学」、「理科」と高等学校教諭の「数学」、「理科」、「情報」、「工業」と理数系教科の免許のみ。

教職科目群に「学習と発達」に関する科目が 2 科目用意されているが、いずれの科目のシラバスにも「障害のある児童及び生徒」または「特別支援教育」に関する記述はない。他の教職科目の授業計画にも「特別支援」や「障害」に関する項目は含まれていない。

B. 国立 OT 大学（商業系単科大学）

免許教科は中学・高等学校の「英語」と高等学校の「商業」及び「情報」。教職科目の「教育心理学」には「障害のある」に関する記述は一切ない。その他の全教職課程科目の中に特別支援教育に関する事項がシラバスからは確認できない。

C. 国立 OB 大学（獣医・畜産系単科大学）

免許教科は高等学校の「理科」と「農業」。 「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む」科目区分に相当する唯一の開設科目である「教育心理学」のシラバスには「障害のある」に関する記載はな

い。その他の全教職課程科目の中にも特別支援教育に関する事項が含まれていることはシラバスからは確認できない。

D.国立TG大学（芸術系単科大学）

中学・高等学校の「音楽」と「美術」、および高等学校の「工芸」の免許のための教職課程がある。教職科目の「教育心理学」の中で「発達障害と特別支援教育」の回が設けられているほか、単位外だが、「介護等体験」について事前指導を含め詳しく解説。

E.国立UM大学（教員養成学部あり、特別支援学校教員免許課程あり）

以上は一部の国立大学の例であるが、教職課程設置基準を明らかに満たしていないと思われる例や、授業担当者変更以降は「障害のある」項目の学修が保障されないケースがあることが分かった。私立大学も含め、単科大学や小規模大学を中心に限られた専任スタッフの中で開放制により課程認定を受けた大学については特に設置審後のチェック体制の確立が必至であることが分かった。

（2）実地視察から

文部科学省による教職課程認定大学等実地視察は、教職課程認定大学実地視察規程及び指定教員養成機関実地視察規程に基づき、平成15年度から行われているもので教職課程の認定を受けた国公立の大学及び教員養成機関としての指定を受けた機関について、認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを実地視察委員が確認する制度である。

教職課程を有する全国の大学の数は平成23年時点で国公立大学の8割以上の約600大学に及んでいた。短期大学でも7割を超えていた。平成24年度と25年度の2年間の実地視察機関数を合計すると現在教職課程を有する全国の大学等のほぼ1割の機関を視察されたことになる。そして、この2年間だけみると7割から9割近い大学等で「含む事項」に関する未履修の指摘があった（図1）。視察には国立の教員養成大学及び教員養成学部も含まれ、同様の指摘を受けていて、教員養成大学であるから、または学内に教員養成に特化しか部局を有しているから「含む規定」を充足しているという単純な状況にはないことが次の管理運営体制への指摘からもわかる。

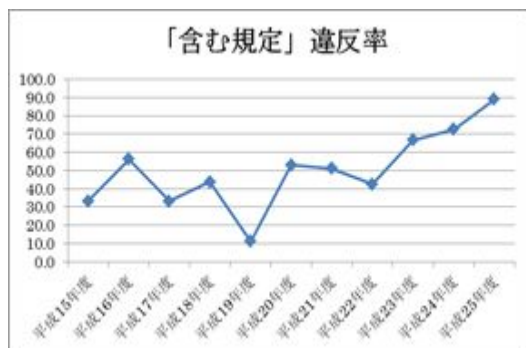


図1 特別支援教育の学修が確

表1 課程運営組織と「含む規定」の関係

	全学組織	組織あるが機能不十分	全学組織なし・不明	計
含む規定違反	3	40	23	66
含む規定遵守	6	5	1	12
計	9	45	24	78

管理運営組織と含む規定

表1は24年度と25年度2年間分の実施視察で「教職課程に関する全学的管理運営組織」の有無と「含む規定」違反の指摘があったかどうかの関連を示したものである。実地視察報告書には、教職課程運営組織に関するカテゴリー分けが明記されている訳ではないが、筆者が各大学の視察報告書から評価した基準にもとづき分類した。「含む」規定違反には「障害のある幼児児童生徒」に関することの学修だけではなく、例えば「教育相談」といった科目において特定学派のカウンセリングの実技演習だけを含み、教育相談全般の理論や基礎知識が講じられていないといった科目ごとの必須要件違反も含まれている。しかし、もっとも多く指摘されているのが「障害に関する含む事項」なので、実地視察報告書に「含むべき事項」の学修実態が確認できなかった旨の記述があった場合は、「含む規定違反」としてカウントした。

2年間の実施視察における「含む規定」違反と「教職課程管理運営組織」の整備状態の関連をFisherの直接確率法で検定すると $p=0.0003468$ となり、両者には有意な関連があった。管理組織が存在すれば、含む規定は遵守されるというような単純な関係ではないが、管理組織機能が脆弱であるほど、あきらかに「含む事項」の学修が保証されにくいという構造になっていることは示唆された。

教員養成の学内運営組織の実態

・0 国立総合大学の例

国立の総合大学である0大学は11学部を擁し、うち教育学部を含む8学部で教員養成を行っている。特徴は、目的養成制の教育学部の構成員からなる「教師教育開発センター」が中心となって、学部の垣根を越えて全学的に教員養成の運営に取り組んでいる点である。その活動は全学的教職カリキュラムの調整、教員養成教育に係るFD、教育実習コーディネート、教職志望学生へのキャリア支援などである。その他、教職課程を有する全学部からの構成員による定例の全学教職課程運営委員会がある。当該大学は開放制による教員養成を行っている国立の総合大学としては整備された教職課程運営組織を持

っていると考えられる。しかし、この大学においても、「含む規定」がしかるべき科目のシラバスに確実に記載されているかの全学的な組織的チェックは行われていないのが実情である。

・T私立総合大学の例

T大学は教育学部を含む8学部を抱える中堅私立大学で、その全学部に教職課程が設定されている。文科省の教員養成GPに2度選定されており、学内の「教師教育リサーチセンター」を中心とした教員養成への取り組みが注目されている。総合大学の強みを活かし、幼小中高の前段階の免許課程を有しており、複数免許プログラムも積極的に推進している。

T大学は、実地視察制度の初年度の平成15年度に視察の受けていて、その際には「科目の中に『障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む』が明確に記載されていない。」と指摘を受けていた。その後、平成18年に「教職センター」を設置し、平成24年には、研究組織としての機能も拡充して「教師教育リサーチセンター」として再出発している。このセンターの特徴は、教職カリキュラムを管理運営するだけでなく、教職に係るすべての科目のシラバスをセンターのスタッフが責任を持って施行基準等に合致しているかチェックし、基準違反事項等があれば授業担当者に改稿を要求している点である。

管理体制が実態として機能していれば、特別支援教育だけでなく法令遵守状態が堅守できるという事例である。

(3) 自主的なガイドライン制定の動き

教員養成機関に自律的な質保証システムが機能していないことの問題性は養成大学には共有されてきた課題でもある。教員養成を行っている大学等が連合して自律的に教員養成教育の質保障を行おうという動きが組織的に始まっていた。東京学芸大学は、平成21年(2009年)に文科省の「先導的・大学改革推進委託事業」の一環として「課程認定大学における評価団体と連携した教員養成に関するモデルカリキュラムの作成に関する調査研究」の委託を受け、「教員養成教育の適格判定に関する研究プロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトがそれ以前の教員養成カリキュラム研究と決定的に異なる点は、「一般大学・学部」における「開放制」原則の下での、文科省主導ではない国公私立の教員養成大学連合によるネーションワイドでかつ自律的な「質保証」装置としてのアクレディテーション・システムの構築を目指した点であった。

しかし、認証評価の試行版として発表された評価ハンドブックに依れば、「本認定評価は、当該組織が大学設置基準や課程認定基準を満たしていることを前提として実施します」とある。現実には、実地視察報告からも明らかとなっており、教職課程認定を受けている機

関の多くが基準を満たしていない。現実的でない「前提」の上に作られた「自律的」基準の実効性は疑問である。

示された試行版の評価基準の判断「観点」からは、「基準」が守られていることは、「認定機関」においては、崩せない「前提」であること、その「前提」を疑うような評価基準は課程大学の連合組織としては策定できないという構造が見えてくる。大学間連合による独自アクレディテーション案の説明会の席上で、各大学の「認定課程」は「設置基準」を満たしているという前提にたっているのは、実地視察からもわかるように実態とはかけ離れているのではないかと質したが、施行案を作成した委員会としては、その点は議論となったが、前提は崩せなかったという回答を得た。

課程認定大学の連合組織による自律的認証制度の制定過程を見ると、法令違反状態の改善は養成大学の連携による自律的認証活動には期待できない構造的問題があることが明らかになった。

(4) 政府による制度改正の動き

各大学の管理組織にも大学間連合にも拘束力あるチェック機能は期待できないことは実地視察を重ねることによって文科省側も認識していたのか、文科省は法令の改正に踏み切った。平成27年4月1日施行の改正教育職員免許法施行規則である。

改正施行規則には第二十二條の六として、

認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
- 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
- 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 四 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること
- 五 卒業者の教員への就職の状況に関すること
- 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

とされ、「含む」規定をはじめ設置基準や関係法令が遵守されているかの書面上でのチェックは実地視察等に依らずに外部からネット経由で可能になった。シラバスに「含む」べき事項が入っているかも確認できる。教育の質保証にはもっとも重要かつ実効性のある改正点といえる。

さらに実効性の強い大きな改正も準備されている。中央教育審議会は、平成 26 年 7 月 26 日の文部科学大臣からの諮問「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」を受けて、教員養成部会において審議に入った。平成 27 年 10 月には、各段階の接続を重視した教員の資質形成制度全体に渡る再構築に向けての答申案が発表された。

答申案に示された数々の提言の中で、教職課程及び特別支援教育の保証という観点から注目しなければならないのは、教育の基礎的理解に関する科目群の一部として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)」が明記されたことである。答申の1年前に出されていた「論点整理」で、免許取得に必要な教職科目の総単位数を現状の59単位以上に増やさない条件での特別支援教育に関する学修の必修化が提言されていたが、具体的単位数としてはじめて明示されたものである。改正案については、平成 27 年 11 月 24 日の教員養成部会(第 91 回)にて、はじめて免許法改正の国会等審議等スケジュール案が示された。

それによれば、法改正のための今回審議等を含め平成 27・28 年度中に必要な制度改正の準備が行われ、29 年度からは各大学への事前説明段階へと進む。養成課程を有する大学および設置を計画する大学は 30 年度中に新制度に対応した課程の再課程申請を行い、改正免許法に基づく大学での養成教育が開始されるのが、31 年度の新入生からというスケジュールになっている。

教員免許法に関するこの改正はまだ発令されていないが、施行されれば全養成課程の再課程申請が行われ、名実ともに「特別支援教育」1 単位がすべての今日お職課程履修学生が学修することになる。

(4) 教科書使用との関係

その他、本調査過程で必修のための実効性のある方策として、現実的な解としては大学といえども授業では積極的に教科書を使用するということの重要性が示された。特別支援教育移行後に出版された教職課程用の「教育心理学」の教科書はいずれを選択しても1セメスター分の授業回数の中に「障害のある」事項が必ず含まれているからである。新しい教科書を指定している大学では、シラバスに特別支援教育に関する事項は必ず含まれていた。

(4) 海外の状況

韓国における特別支援導入前後の教員養成

韓国では、特殊教育研究院において施策の基本方針や現状についてインタビュー、統計年次報告書や知的障害者用教科書について資料収集し、韓国福祉大学において施策の方向性や課題についてインタビューを実施した。さらに、障害児専用の幼稚園、小学校の重度重複特殊学級、高等学校特殊学級を見学

調査し、教員養成の課題について教員ヒアリングを実施した。

イタリアにおける特別支援教育と教員養成

イタリアでは、教育省において近年の障害児教育に関する教員養成課程の改正についてヒアリング調査を実施し、そして DPI イタリア(Disabled People's International Italia)で障害当事者から見た近年の障害児教育政策と教員養成の現状と課題についてインタビュー調査した。

両国共通の事象として、インクルーシブ教育制度に改正後、教員養成課程に関する大きな法制度改革はなく、大学や学校、地方教育センターの研修等で独自に実施されている状況が見られた。これらの長所としては、現状の課題に柔軟に対応できることであるが、短所としては地方の格差が生じることがあげられる。また、現状の課題として、近年インクルーシブ教育制度に転換した韓国では普通学級教員の意識や知識の低さがあげられ、対して長い歴史を持つイタリアからは教育予算の削減による人員削減が出されている。

WCSNE2014 参加時の調査

2014 年のアメリカ合衆国フィラデルフィア・トロント大学での WCSNE2014 大会では、カナダの特別支援教育研究者から情報収集できた。

カナダのケベック州での普通クラス担当教員と、特別支援クラス担当教員、両タイプのクラスを担当する教員に特別支援教育への政策リフォームを評価させたアンケート調査では、普通クラスの教員ほど障害のある生徒がクラスにいることは、手間がかかり、障害のある生徒のためにも、障害のない生徒のためにも学習効果が低く、教育的にも心理的にも望ましい形態であるとは評価していないことが示された。特別支援教育への政策転換の評価は現場の教員たちには決して高くはないことが示された。

特別支援教育に先行したこれら諸外国では、制度導入への批判も起きてきているが、さらに教員養成カリキュラムのリフォームという観点からの調査が必要と感じた。

(5) 結論として

結局、開放制を含む特別支援教育時代における教員養成課程において全ての学生に「特別支援教育」に関する学修を保証するには、「含む」規定のような法令ではなく、次期免許法改正に盛り込まれることが予定されている教員養成課程の設置基準と教育職員免許法に最低必修単位を定めた独立科目として「特別支援教育」に関する科目を新たに設置することで解決を見ろという結論になりそうである。これと抱き合わせの法令が、シラバス等・担当教員・教員業績等を含む各養成課程の情報公開を定めた施行規則であり、こちらはすでに発効している。

大学間連合による自主的な質保証認証団

体設立の動き等もあるが、実効性からは疑問点も多い。また各大学の取り組みは重要であるが、文科省指導の設置基準改革による再課程一斉申請が教職課程の教育の質保証においては最大の効果を上げることは論を待たないであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7件)

加藤 宏, 教職課程での特別支援教科の必修化の意味するもの, 筑波技術大学テクノレポート, 査読なし, 2016, 23(2), 27-32
<http://hdl.handle.net/10460/1455>

一木玲子, 教育予算から顕在化する文部科学省の「インクルーシブ教育システム」(特集 2015 年度安倍政権の社会保障予算をどう読むか, 福祉労働, 査読なし, 2015, 147, 87-93

加藤 宏, 教職課程における「含む規定」の履修保証問題: なぜ基準は無視され続けるのか, 筑波技術大学テクノレポート, 査読なし, 2015, 22(2), 36-40
<http://hdl.handle.net/10460/1329>

加藤 宏, 大武信之, 佐藤正幸, 一木玲子, 河野純大, 宇津野康子, 教職課程履修における情報保障: 「日本国憲法」における合同テレビ会議形式授業の試み, 筑波技術大学テクノレポート, 査読なし, 2014, 22(1), 11-15
<http://hdl.handle.net/10460/1268>

加藤 宏, 開放制を原則とした特別支援教育時代の教員養成: 実地視察 10 年間の報告に見る必修要件未達成問題と質保証への課題, 筑波技術大学テクノレポート, 査読なし, 2014, 21(2), 29-35
<http://hdl.handle.net/10460/1229>

加藤 宏, 特別支援教育の理念は教員養成課程のカリキュラムに反映されたか, 筑波技術大学テクノレポート, 査読なし, 2013, 20(2), 46-52
<http://hdl.handle.net/10460/1161>

加藤 宏, 特別支援教育時代における開放制教員養成課程カリキュラムへの一考察, 筑波技術大学テクノレポート, 査読なし, 2012, 19(2), 26-31
<http://hdl.handle.net/10460/1074>

〔学会発表〕(計 2件)

加藤 宏, 大武信之, 佐藤正幸, 河野純大, 宇津野康子, 聴覚または視覚に障害のある学生の教職課程履修における情報保障 - 「日本国憲法」におけるテレビ会議授業 -, 平成 26 年度日本教育大学協会研究集会, 平成 26 年 10 月 18 日, 仙台国際センター(宮城教育大学)

KATO, Hiroshi, KAWAHARA, Masaji, E-Learning environment for students with visual impairment in a university in Japan: On-line but crucial in- and out-of-class support, International Council for Education of People with Visual Impairment, East Asia Regional Conference, 2015, Bali, Indonesia.

〔図書〕(計 1件)

一木玲子, 長瀬 修, アドバンテージサーバー, 分けないから普通学級のない学校 カナダ BC 州のインクルーシブ教育, 2014, 78

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤 宏 (KATO, Hiroshi)
筑波技術大学・障害者高等教育研究支援センター・教授
研究者番号: 50177466

(2) 研究分担者

一木 玲子 (ICHIKI, Reiko)
筑波技術大学・障害者高等教育研究支援センター・准教授
研究者番号: 20351174